

議案第126号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年4月27日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)
の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 児童家庭支援センター(第86条―第88条)」を
「第10章 児童家庭支援セン
ター(第86条―第88条)
第11章 雑則(第89条)
」に改める。

第66条の17第4項ただし書中「児童40人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員」を「第1項各号に掲げる施設及び場合に依り、それぞれ当該各号に定める職員」に改める。

本則に次の1章を加える。

第11章 雑則

(電磁的記録)

第89条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第66条の17第4項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。